

八幡浜地区施設事務組合行政手続条例

〔平成29年 3月17日〕
条例第1号

改正

(目的)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第3項において同法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 前項に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、この条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(準用規定)

第2条 前条に規定する処分、行政指導及び届出に関する手続については、八幡浜市行政手続条例（平成17年八幡浜市条例第15号）を準用する。この場合において「市長」とあるものは「組合長」と、「市」とあるものは「組合」と、「市民」とあるのは「住民」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。